

「死んだ母が戻ってくるわけではない。裁判はやめておこう、と弁護士である息子の答え」  
古瀬 敏（静岡文化芸術大学名誉教授）

国連障害者権利条約で確保されなければならないと強調されていることの一つが、精神障害者の強制入院、そして身体拘束の禁止であったと記憶している。多くの国で政治犯を押さえ込むためにも精神病院が使われていて、ていのいい口実ともなっていることから、とくに問題とされたのだろう。

今回のケリー・サベジさんの事件は、日本が権利条約で考えられている世界標準から如何にかけ離れているかを明らかにした。すでにほぼ完全に精神病院自体を廃止したイタリアを初めとして、多くの国では人口当たりの病床も少なく、また精神病患者を閉じ込めるという「治療」は時代遅れとなっているということだ。

ほぼ100年前、1918年に呉秀三によって記された『わが邦十何万の精神病者は実にこの病を受けたるの不幸の他に、この邦に生まれたるの不幸を重ねるものというべし』という表現が未だにわが国でその意味を失っていないことに啞然とする。

お兄さんのパトリックさんは訴訟を起こすことに消極的であった。さまざまな状況を考えてとそういう判断に傾くのもやむを得ないと思う。途中で何度もつらい場面が生じるだろうし、それに、たとえ勝訴してもケリーさんは戻ってこない。

この「戻ってこない」、という厳然たる事実が重くのしかかっているのだろう。われわれは、話を聞いて共感することまではできるし、訴訟に持ち込まれるのであればいろいろな形で支援することはできるけれど、当事者にはなり得ない。

私がいわば当事者の一人になったのは妻が肺がんで他界した後、前年の人間ドック結果を初めて見て、「前の回の結果と比較して肺のレントゲン写真で影が認められるので何かあれば診察を」と記述してあるのを発見したときだった。もう少し強い表現、「数か月以内に再度レントゲン検査を受けるように」と書かれていれば、たぶん手遅れになる前に見つかっただろう。

それを弁護士である息子に言ったのだが、「戻ってくるわけではないから止めとこう」というのが彼の答えだった。

もちろん片っ端から疑いありとイエローカードを出せば検査で稼ごうとする金儲け主義だと非難されるし、実際に属していた研究所の定例健康診断で、ある年にはやたらと再検査の指示が多かったようだ。これは担当医師の性格に依るのかもしれない。

この「担当医師の性格に依る」というのは「身体拘束指示」にも、ある意味では共通する問題だ。どちらにするかの線引きをできるだけ灰色でなくする努力が、必須なのだと思う。

そのガイドライン作成に向けての動き自体が、精神病院協会(?)によってねじ曲げられることがありうる、というのは、さらに問題だ。

